月刊

中小企業の経営者、経理総務担当者に贈る

「プロが答える税務労務Ｑ＆Ａ集」

(Q＆A集は当事務所のナレッジページの編纂に依っています)

http://www.cgl.org/

2009年8月度版

執筆・編集　大阪税理士事務所

源泉所得税はどんな場合でも半年に１回にできる？

質問日：2009/06/29
胡蝶蘭や薔薇を卸売りする中小企業です。従業員８人なので、所得税は半年に１回で大丈夫と思うのですが、行政書士さんなどへの報酬も半年に１回でいいのですか？

源泉所得税の特例は給料のみが原則です！

回答日：2009/08/01

★源泉所得税の基本

給与等を支払った場合、実際の支払月の翌月 10 日までに源泉所得税を納めなければなりません。これが原則です。

給与の支給人員が常時９人以下の源泉徴収義務者には例外もあります。
その年の１月から６月までに源泉徴収した所得税は７月 10 日、
７月から 12 月までに源泉徴収した所得税は翌年１月 10 日が、納付期限になります。
(所轄税務署に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出が必要！)

★源泉所得は給料だけではありません！

給料以外にも、外注のデザイナーや、弁護士・税理士といった、個人で事業を行なう人からも、源泉所得税を差し引きますね。

源泉徴収するべき人は全ての個人ではありません。以下の人です。

●源泉徴収の対象(支払を受ける者が個人の場合)の一部
①原稿料や講演料等
②弁護士、公認会計士、司法書士等、特定の資格を持つ人に支払う報酬
③社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬
④プロスポーツ選手、モデル・外交員等に支払う報酬
⑤芸能人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬
⑥ホテル、旅館などで行われる宴会の際のホステス等に支払う報酬
⑦プロ野球選手の契約金等、役務提供を約すことにより一時に支払う契約金
⑧広告宣伝のための賞金

★給料以外は半年に１回でいいわけではない！

上記のような個人への報酬に係る源泉所得税のほとんどは
「納期の特例」は該当しません。つまり支払月の翌月 10 日まで納めないとダメなんです！
しかし例外があります！
士業の人間からの源泉所得税だけでは、給与と同じ扱いでも大丈夫！
つまり、半年に１回の納付でもＯＫなんですね！

＜注意！＞
ここでいう「士業」とは、所得税法の 204 条１項二号に該当する人。
弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者。

社会保険料、何とか安くなりませんか？？

質問日：2009/07/25
カーテンやクロスの資材の部品を扱う中小企業です。会社の規模が大きくなるにつれ役員報酬が膨らみ社会保険料も大きくなってます。何かいい方法はありますか？

役員賞与を多くすることで節約できる場合あり！

回答日：2009/08/02

★年額報酬合計を変えずに賞与を増やす！

社会保険料を節約する手段として、役員報酬の年間総額を変えずに
月給を少なくして残りを役員賞与としてまとめて支払という手があります。

厚生年金保険料・健康保険料は給与の 15.35%、8.2%の料率で計算されますね。
それは賞与の場合でもまったく同じ料率です。
でも賞与に関しては、保険料を計算する際の「標準賞与額」の上限があるんです！厚生年金の場合で 1 カ月当たり 150 万円、健康保険の場合で年間 540 万円です。

つまりです。
賞与が 1,000 万円だとしても、厚生年金は 150 万円の 15.35%、健康保険は 540 万円の 8.2%%になります。
これは意外な節約になります。
(下記の例でも、年間約 70 万円の節約です)

★具体例で見ていきましょう！！

例えば、年収 720 万円の役員がいるとします。
①月給 60 万円×12 ヶ月の場合
②月給 10 万円×12 ヶ月＋一発ボーナス 600 万円

①の場合→年間約 175 万円の社会保険料
●月給 60 万円(標準報酬月額 59 万円)
→厚生年金は 15.35%で 90,565 円
→健康保険(介護保険料込)は 9.39%で 55,401 円
→年間合計は約 175 万円

②の場合→年間約 107 万円の社会保険料
●月給 10 万円(標準報酬月額は 98,000 円)
→厚生年金は毎月 15,043 円
→健康保険は 9,202 円
→年間合計は約 29 万円

●賞与 600 万円
→厚生年金は上限 150 万円なので 230,250 円
→健康保険は上限 540 万円なので 507,060 円
→年間合計は約 78 万円

★法人税とか小規模共済のお話

役員賞与はルールにのっとれば損金算入できる場合がありますので、
これをうまく利用すると会社から出て行くキャッシュ自体を減らす
ことも可能になりますね。
＞＞＞役員賞与の損金算入についてはこちらをご覧下さい。

厚生年金の社会保険料が減るので、老後の年金額は減りますが、
余った 70 万円を小規模共済等の加入に充てれば掛金が全額所得控除
できますし、リターンも年金より見込めたりします。
＞＞＞小規模共済についてはこちらをご覧下さい。

2 世帯住宅建築するときにも節税対策はある？

質問日：2009/07/21
缶コーヒーのメーカーに勤めているサラリーマンです。結婚を機に私の両親との 2 世帯住宅の建築を考えています。かなり広い一軒家になるのですが、節税のポイントはありますか？

---

2 世帯として扱われるか、1 世帯として扱われるか

回答日：2009/08/03

★住宅購入に際しての税金

不動産関連の税金として、取得時に不動産取得税がかかります。保有時に毎年固定資産税と都市計画税がかかります。

★軽減措置を有効に使う！

上記の各種税金には、建物や土地の広さが適用要件となる軽減措置があります。つまり 2 世帯住宅の建築にあたっては、税額計算の際に、各世帯が別々の世帯として扱われるのか、1 つの世帯として扱われるのかによって税金の額は異なってくるのです。
ほとんどの場合、別世帯として扱われる方が得になります。

●不動産取得税
　50 ㎡～240 ㎡の床面積の場合、住宅の価格より 1,200 万円(長期優良住宅は 1,300 万円)が控除され、3%の税率を乗じます。

　→別世帯として扱ってもらえれば、世帯毎に 1,200 万円の控除ができちゃいます！

●固定資産税
住宅用地の特例措置があります。住宅一戸について
200 ㎡までは税額が 1/6 に減額され、200 ㎡超の部分は 1/3 の減額されます。

これも発想は同じですね。
世帯が別と扱われるといい感じになる場合が多いです。

例えば 350 ㎡の 2 世帯住宅を 2 つの世帯として扱われれば、
税額が 1/6 になる可能性がグンと高まります。

＜さらに！＞
新築住宅については、床面積が 50 ㎡～280 ㎡の場合、
3 年間(長期優良住宅の場合 5 年間)もの間、
一戸あたり 120 ㎡までの固定資産税が半額に減額されます」
つまり、これも別世帯として認識してもらうことでダブルのお得になるということです！

●都市計画税
固定資産税と同様な特例措置があります。
200 ㎡までは税額が 1/3 に減額され、200 ㎡を超えると税額は倍になります。
これも上記同様、別の世帯として扱われることができれば税額はグンと安くなります。

★2 世帯住宅にするためのコツ！

杓子定規の定義はありませんが、玄関、台所、風呂、階段などが別々にあることが外観上の条件になるでしょう。お互いに行き来できるドアには鍵がかけられるなども条件になりますね。

当然ですが、当期に関しては、区分登記をすることが必要になります！

上場株式持ってるけど倒産した！どうすればいい？

質問日:2009/07/26
タバコやビール等を販売している個人事業主です。先日持っている株の会社の一つが倒産しました。上場株式です。この場合どうすれば一番お得になるのでしょうか？

一般口座のままで放置することだけはダメです！

回答日:2009/08/04

★所有株(上場)の会社が倒産！！！

●法人所有の場合

株式が無価値化した場合は簿価を損金算入できます。「株式消滅損」というような科目で計上する場合が多いですね。

●個人所有の場合
特定口座に保管している上場株式が上場廃止・倒産となった場合、
特定管理口座に保管され、その後の清算手続等によりその株式が
無価値化した場合には、簿価を譲渡損失とみなし、
個人の所得のうち、分離譲渡所得の金額から控除することができます。
これが「みなし譲渡損失の特例」という制度ですね。
しかし、証券会社の一般口座で保管している場合、株式が無価値化しても
個人の所得は減ったことにはなりません。だから、ヤバソウな会社は特定口座へ移管すべきですね。
通常の実務では、一般口座に置いてあっても、倒産して監理ポスト入りした段階で僅かな株価で売却して株式の譲渡損を出します。でも、これを忘れてしまうと、上場廃止を迎えてしまい一般口座のままでは所得から控除する手段がなくなってしまいますね。勿論、手元にある株券(タンス株)もどうしようもないです。

会社の株は他人が 10%保有するのが節税になる？？

質問日:2009/07/29
バターやおでんを製造する中小メーカーです。株は社長の私と妻と子供と両親で 100%を保有しています。全くの他人が当社の 10%の株式を保有すると節税になるのは本当ですか？

特殊支配同族会社から外れると良いことはあります！

回答日:2009/08/05

★特殊支配同族会社の役員給与！！

特殊支配同族会社に該当する法人が業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち、給与所得控除額に相当する部分の金額は損金の額に算入されません！
＜注意！＞
特殊支配同族会社の基準所得金額が 1,600 万円(一定の場合は 3,000 万円）以下事業年度などについては、この規定は適用なし！

★特殊支配同族会社って何でしょう？？

特殊支配同族会社とは、業務主宰役員グループが株式総数の 90%以上を保有している同族会社で、業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者(親族等ですね)の総数が常務に従事する役員の総数の半数を超えるものをいいます

★いくら損金不算入になるの？？？

業務主宰役員給与額のうち損金不算入となる金額は、
●～65 万円　全額
●65 万円～180 万円　給与×40%
●180 万円～360 万円　給与×30%＋18 万円
●360 万円～660 万円　給与×20%＋54 万円
●660 万円～1000 万円　給与×10%＋1,20 万円
●1000 万円～　給与×5%＋170 万円

★この規定に当てはまらないようにするには・・・

●事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度の所得金額又は欠損金額及び業務主宰役員給与額などを基礎として計算した金額の平均額が年 1,600 万円以下である事業年度

●上記の金額が年 1,600 万円超かつ 3,000 万円以下であり、かつ、
基準所得金額に占めるその業務主宰役員に対して支給する基準期間の給与の平均額の割合が 50%以下である事業年度

＞＞＞こちらのページに詳しい記載があります。

税務署に「役員報酬が高い」って言われることあるの？

質問日：2009/07/29
先日友人の会社(トイレットペーパーやティッシュの製造)に税務調査が入り、社長の父親で
ある会長の役員報酬が高いと言われ追徴課税があったそうですが、そんなことありますか？

税務署が高額役員報酬を否認することはあります！

回答日：2009/08/06

★役員報酬額の適正性

役員報酬はいくらまでＯＫなのか、という質問はよく頂きます。
しかし、法律に明文化されている類の話ではありません。役員報酬がいくらであっても、本来的には問題ないはずです。
例えば、同業種の社長の平均が年間 600 万円だったとして、
該当会社の社長が 4,000 万円もらっていたとしても、それだけ頑張ってそれだけ利益が出ていれば何の問題にもならないはずですよね。
でも過去の事例で実際に裁判になって争われたケースもあるぐらいに
役員報酬の適正金額は問われています。

＜大きな争点＞
●社長を子供に譲って、会長になったために業務量が減少したのに
　社長時と同じ高額報酬を得ている！
　→会社の言い分
　　人事権もあるし、設備投資や借入等の重要案件に関わっている！

●高額報酬を得ているのに、社内に机もない！
　→会社の言い分
　　本社内に自宅がある！

●勤務は非常勤！
　→会社の言い分
　登記上代表権がある！
　日報で指示も出しているし経営に深く関わっているから常勤といえる！

●同業他社の経営者に比べて圧倒的に高額！

＜最終的に＞
国税不服審判所は類似法人の平均報酬額まで計算をしました。
そして、この平均額との差額を否認としましたね。
つまり、不相当に高額な役員報酬だったということです。
あやふやですが、こういう事例があるということは知るべきですね。

★税務署ともめた場合にすべきこと、してはいけないこと

●修正申告書は絶対に提出しないこと！
　修正申告書を提出すると、税務署の判断を認めたことになってしまいます。
　つまり、反論できる権利すらなくなります！

●統括官に話をすること！
　税務署の肩書きは上から
　「調査官」→「上席」→「統括官」です。

　どんな組織でもそうですが、上の人間に話をすることが大事です。
　「統括官と話させてくれ」という一言が実は現場の調査官には重いのです。

●統括官と話してもダメなら・・・・
　◆税務署長に対して「異議申し立て」
　◆国税不服審判所に「不服申し立て」
　◆裁判で争う！

という流れになります。

とんでもないことを言ってくる税務調査官がいるのも事実です。
「はいはい」だけでは損することがありますので要注意ですね！

標準報酬月額ってどうやって決められているの？

質問日:2009/07/25
高速道路の部材を製造しているメーカーに勤めるサラリーマンです。
標準報酬月額が毎年少しずつ違っているのですが、これって誰がどうやって
どのタイミングで決めているのでしょうか？

4〜6 月のお給料を基準に会社が算定しています！

回答日:2009/08/07

★社会保険(健康保険と厚生年金保険)の「被保険者報酬月額算定基礎届」

●提出期限
毎年 7 月 1 日〜7 月 10 日
(社会保険事務所や健康保険組合で提出日が指定される場合あり！)

●対象者
7 月 1 日現在の被保険者全員を対象に行なわれいます。
具体的には、7 月 1 日現在の被保険者(6 月 1 日以降に被保険者資格を取得した人を除く)について、その年の 4 月・5 月・6 月の報酬（給与）の月平均額で決定され、その年の 9 月から翌年 8 月までの標準報酬月額とされます。

●月額報酬
賃金、給料、俸給、手当、賞与、その他どんな名称であっても、被保険者が労務の対償として受ける全て。通勤手当も(所得税の非課税限度額とは関係なく)全額算入！数か月分の定期券が支給された場合は平均月額を記入します。

●支払基礎日数
支払基礎日数とは給料計算の対象となる日数をいいます。
支払基礎日数 17 日未満の月は、報酬月額の計算対象外となります。
6 月だけが 17 日未満の場合は、4 月と 5 月の 2 カ月分の平均で計算をおこないます。

労働保険って何ですか？全然分かりません。

質問日:2009/07/25
ライターを製造している会社に勤めるサラリーマンです。労働保険について人事に聞かれましたが、意味が分かりません。何なんでしょうか？

労働保険は労災保険と雇用保険の２種類があります

回答日:2009/08/08

★労働保険の年度更新手続！

平成２１年度から 6/1～7/10 になります！

●労働保険とは
労災保険と雇用保険の総称。
保険料の徴収等は、両者一体として扱われます。
労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を１人でも雇っていれば、事業主が加入手続を行わなければなりません。

●労働保険の年度更新とは
労働保険の保険料は、毎年 4/1 から翌 3/31 までの１年間を単位として計算します。
年度当初に保険料を概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、保険料を精算することになっています。
これが労働保険の年度更新といわれるもので、、毎年 6/1 から 7/10 に、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付します。
年度更新の際に申告・納付する労働保険料の額は、
その事業で使用される全労働者への賃金総額に保険料率を乗じて算定します。
(但し、雇用保険分については、被保険者に該当しない者は除いて計算！)
雇用保険の被保険者か否かについてはこちらに詳しいです！

●年度更新の具体的手続

「労働保険概算・確定保険料申告書」を作成します。

保険料と共に、金融機関、都道府県労働局、所轄労働基準監督署の何れかに提出！

●賃金総額とは何でしょう？？

賃金とは、名称の如何を問わず労働の対価として労働者に支払う全てをいいます！

ただし、退職金等、含まれないものもあります！

★労働保険の賃金に含まれるもの・含まれないもの

●賃金総額に算入する！

◆基本給、固定給等基本賃金
◆超過勤務手当、深夜手当、休日手当等
◆役職手当、管理職手当、地域手当、住宅手当等
◆賞与
◆通勤手当(定期券・回数券を含む)
◆休業手当
◆チップ
◆社会保険料（事業主負担分）
◆前払い退職金（退職金相当額を給与等に上乗せ等して在職中に受け取る）

●賃金総額に算入しない！

◆休業補償費
◆退職金（退職前後に一時金として支払われるもの）
◆結婚祝金、私傷病見舞金、死亡弔慰金、災害見舞金
◆解雇予告手当
◆出張旅費、宿泊費等(実費弁償的なもの)
◆制服
◆会社全額負担の生命保険料
◆財産形成貯蓄のための事業主負担の奨励金等

年俸制を導入したら残業代を払わなくてもいいの？

質問日:2009/07/29
辞書の編集に関する会社を経営している者です。年俸制を導入して残業代をゼロにする
という友人の会社の話を聞いたのですが、そんなことできますか？？

年俸制を導入しても残業代を払うのが原則です！

回答日:2009/08/09

★年俸制の実態とは・・・・・

●年俸制とは・・・
　業績評価や本人の役割に応じて１年単位で賃金を決定する制度ですね。

●年俸制と残業代金
よく聞く言葉で「年俸制になったから残業代がなくなり給料が減っちゃった」というもの。
でも、年俸制を導入しても、一部の例外を除いて残業手当は別途支払う必要があります。
年俸制が適用されても原則として残業代は支払わなければならないんですね。
日本の労働基準法は、労働時間によって賃金を計算します。1 日 8 時間または週 40 時間の法定労働時間を超えた場合は、割増賃金(これが残業代です)が発生するわけです。
極端に言いますと、「年俸制を採用したので残業代は払わない」という合意を、経営者と従業員の間で取り交わしていたとして無効になるんです。

★年俸制に関わらず残業代のない人々

●原則じゃない人たちがいます。
労働基準法上、残業代(深夜残業を除く)を支払わなくてもよい人がいます。

◆管理監督者(労働基準法第 41 条第 2 号)、
一般的には、労務管理等について経営者と一体的な立場にある者です。
部長や工場長等がそれに当たるのでしょうが、実務上は
名称にとらわれず、実態に即して判断されます。
具体的には、社長と同じく出退勤の管理がされず、経営意志決定に関わるような人ですね。でも、この管理監督者については年俸制の導入如何に関わらず、深夜労働以外の残業代は発生しません！

◆裁量労働者(労働基準法第 38 条の 3、38 条の 4)
労働時間等が労働者の裁量に委ねられる場合ですね。
実際の労働時間とは関係なく、労使であらかじめ定めた時間働いたものとみなされる制度です。適用業務の範囲は厚生労働省が定めた業務に限定されています。労使双方の合意と所轄の労働基準監督署への届け出が必要になります。

★年俸制の裏技

●【裏技】どうしても残業代を支払いたくない場合の年俸制
年俸を 12 で割った月給の中に業務手当等の名称の手当を付けます。
そして、「業務手当は残業代として支払う」旨の規定を就業規則に設ければ、業務手当相当分は残業代として支払ったことにできます！

税務調査に強弱はあるのですか？？

質問日:2009/07/30
チョコレートの原材料を製造している中小メーカーです。先日税務調査が入りました。3箇所指摘されましたが、なぜか税務調査官は1箇所にこだわりました。なぜでしょうか？

税務署にとって美味しい指摘事項を重視します！

回答日:2009/08/10

★税務署にとっての重要性とは・・・・

税務調査では複数の問題が指摘され、交渉に入った際には重要性の原則が出てきます。重要性といっても、それは税務署にとっての重要性です。
でもこれは知っておくと便利です。

結論からいうとポイントは二つ。
●複数の税金に関わる指摘事項は獲得したいのが税務調査です。
●次期以降に影響されない永遠の指摘事項を獲得したいのが税務調査です。

★事例で見ていきましょう

①社長のプライベート飲食(会議費で処理)が役員賞与とみなされた！
②会議費が交際費とみなされた！
③当期に計上すべき売上が翌期になっていると指摘された！

＜結論＞
結論からいうと、重要性の高さは①→②→③の順になります。
なぜなら、①は、法人税・源泉所得税・消費税をひっくり返せる可能性があります。しかもひっくり返せたら永遠にそのままです。
②は法人税の影響しかありませんが、ひっくり返せたら効果は永遠です。
③は法人税の影響しかない上に、翌期に逆効果になります。
税務署としては①をゲットしたいのです。
逆を言うと、会社は②、③よりも①を防ぐ交渉をしなければならないのですね。

相手先を明かせない交際費は 40%の追加税金？

質問日:2009/07/30
ミサイルの部品を作っている中小メーカー。仕事上どうしても相手先をオープンにできない支出や接待があります。この場合、全額損金不算入＋追加で 40%の税金がかかりますか？

接待なのか支出なのかで大きな差になります！要注意！

回答日:2009/08/11

★相手先が明かせない交際費の実態！！

業務上、どうしても相手先が明かせない交際費が生じることがあります。
業界にもよりますが、金額が大きくなってしまうケースも多いようですね。
この場合に、損金算入が全額できないとしても、これに加えてプラス 40%の法人税負担というのは酷ですね。

相手先が明かせない場合の処理は大きく二つに分かれます。

★接待をしたのか、それとも、支出したのか、が大事です

●相手先が明かせない交際費のうち
　①500 万円で先方を飲食接待した場合
　②500 万円を先方に現金で支出した場合
●この場合、取扱いに大きく差が出ます。
　なぜなら②の場合のみ「使途秘匿金」になるからです。
　①の処理
　　単純に全額損金不算入です(交際費枠の余裕があっても)。
　②の処理
　　全額損金不算入だけではありません。
　　さらに別途で「支出額の 40%」の法人税が課せられます。
●相手先が明かせないお金については、出来る限り「接待の事実」がある方がいいんです。税務調査で指摘されても、きちんと説明すれば問題ないと思われます。

税務調査では収入印紙のチェックはありますか？

質問日:2009/07/30
帽子・サングラスを販売している中小企業です。近々税務調査がありますが、必要な契約書に収入印紙がありません。税務調査では収入印紙を見れますか？

法人税務調査ではほぼ間違いなく印紙調査します！

回答日:2009/08/12

★収入印紙は税務調査官にとっては美味しい税金です

税務調査では収入印紙を調査されます。これはなぜでしょうか。
それは収入印紙の過怠税の大きさにあります。

国税庁の質疑応答事例で以下の回答があります。

●納付すべき印紙税を課税文書作成時までに納付しなかった場合、
納付しなかった印紙税額＋その 2 倍の額の合計額(つまり印紙税の 3 倍)
の過怠税が徴収されます。

●但し、税務署長に「印紙税を納付していない旨の申出」をした場合、
納付しなかった印紙税額＋その 10%の額の合計額(つまり印紙税額の 1.1 倍)
が過怠税として徴収されることで済みます。しかし条件があります。
印紙税の調査等により過怠税の決定があるべきことを予知したことによる
申出であれば絶対にダメです(当然 3 倍の方になるでしょう)。

→詳しくは国税庁のホームページをご確認下さい。

★印紙税を絶対に貼っておいた方が良い理由

●印紙税の過怠税は実際の印紙税の 3 倍にもなります。
もともと高額な印紙税も結構ありますので、この 3 倍の過怠税となると
実は金額的なインパクトもかなり大きいのです。

●そして、もう一つ忘れてはならないことがあります。
それは過怠税は損金不算入なのです。
もし 3 倍の過怠税をとられたときは、本来払うべき印紙税分も過怠税として扱われます。分かりますか？

◆3 万円の通常の印紙税を貼っていた場合
3 万円を租税公課等の勘定で処理して、その額を損金計上できます。

◆3 万円の印紙税を貼っていなくて税務調査で見つけられた場合
本来の 3 万円に加えて、6 万円も徴収されます。つまり合計 9 万円。
そして、この 9 万円全額が過怠税なので損金不算入です。
根本の 3 万円も過怠税として扱われるんですね。

資本金額を調整すれば節税できますか？

質問日：2009/07/29
資本金 4,000 万円の石油・石炭関連の会社です。先日、あるところから資本金を減らす(減資)したらどうか？と言われました。節税効果はあるのですか？

資本金の額によって払う税額が大きく異なります！

回答日：2009/08/13

★資本金 1,000 万円の境界線

資本金 1,000 万円を境に影響することは以下の二つですね。

①新設法人の消費税が 2 事業年度免税になる！
新規法人設立時、資本金 1,000 万円未満にすると、
設立以後の 2 事業年度分は消費税が免税になります。
この効果はかなり大きいものです。

②法人住民税の均等割額が大きく変わる！
1,000 万円を超えると法人住民税の均等割が高くなります。
自治体により額は異なりますが、1,000 万円を境に 10 万円～20 万円程の違いが出るようです。

★資本金 3,000 万円の境界線

資本金 3.000 万円以下の法人は「特定中小企業者等」に該当します。
つまり、特定中小企業者等にだけ認められる特例が受けられる境界線になってくるのです。

●主な特例：「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別控除」
中小企業者等が機械等を取得した場合に、
取得価額の 7%(法人税額の 20%まで)を法人税額から直接控除できる特例です。
資本金が 3,000 万円を超えると、購入した機械についてこの特例はナシ！
詳細は国税庁のホームページで確認下さい。

★資本金１億円の境界線

この境界線が最も強烈です。

資本金１億円以下の法人は「中小企業者」として扱われます。

●資本金が１億円に満たないとこれだけお得！(主なもの)

①法人税の計算上、軽減税率の適用がある。

②600 万円以下の交際費のうち 90%を損金算入できる。

③30 万円未満の少額減価償却資産が全額損金算入できる。
(年間 300 万円まで)

④特定同族会社の留保金課税の適用除外！

⑤各種特別償却や特別控除を受けられる！

⑥法人事業税の外形標準課税の対象外！

⑦国税局管轄から外れる！(原則)

30 万円のパソコンは永遠に全部損金可能ですか？

質問日:2009/08/04
洗濯用洗剤を製造している中小メーカーです。今期はすごい利益が出たので、どうしても費用が欲しいです。30 万円以下の資産を買いまくったら全部損金計上できますか？

年間 300 万円までの制限がありますので要注意です！

回答日:2009/08/14

★中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例

中小企業者等が、取得価額が 30 万円未満である減価償却資産を取得した場合、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。
これについては当サイトでも詳しく取り上げてきました。
こちらのページやこちらのページで詳しく取り上げています。

でもこの特例損金算入額には上限があるんですね。
各事業年度において、取得価額の合計額の３００万円までが上限なのです。

今回はこの 300 万円を掘り下げていきます。

★300 万円の上限の意味

300 万円を超えた場合、超過部分の資産は特例の適用から除外されます。

●例えば、、、、

パソコンを 18 台(1 台 10 万円)した後、、更にパソコンを 7 台(1 台 15 万円)更に、コピー機を 2 台(1 台 29 万円)、購入したとしましょう。

コピー機を 1 台購入した時点で 300 万円超となり、2 台目のコピー機購入の時点では 343 万円になってしまいますね。

この場合、超過した 43 万円だけが適用除外とされるわけではありません。
あくまでも減価償却資産を一つの単位として判定するんですね！

だからこそ、素直に計算すると、コピー機は全て含まれないので、285 万円までが対象になるんですね。

しかしです、、、
資産をうまく調整できれば極力 300 万円に近づけることができますね。
例えば、パソコン 16 台(@10 万円)、パソコン 7 台(@15 万円)、コピー機 1 台(@29 万円)を合算すると、294 万円まで対象にできます。

●適用除外された資産の行方・・・・
通常の減価償却計算を行わなければならないのが原則です。

しかし、取得価額が 10 万円～20 万円未満の減価償却資産については、3 年間で均等償却できる「一括償却資産の損金算入制度」があります。
(取得価額 10 万円未満の少額減価償却資産は、全額損金算入ＯＫ！)

消費税の簡易課税。間違いやすい個所は？

質問日：2009/08/11
オール電化住宅を設計する会社を経営しています。この度消費税の簡易課税を検討していますが、どういうところに注意したらいいでしょうか？

消費税の簡易課税はポイントは多くあります！

回答日：2009/08/15

★【消費税簡易課税制度選択届出書】はいつ提出すればいいの？

→「簡易課税を選択する事業年度」の前年末日までに、
届出書を提出する必要があります。

★【消費税簡易課税制度選択届出書】を提出したけど、

基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超えてる年はどうなるの？

→基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超えている場合には、
本則課税で計算することになります。

★当社では複数のみなし仕入率が適用されそうなのですが、

記帳時には事業区分を記入していないません。どうなりますか？

→例えば第 1 種事業から第 3 種事業に区分される事業を営んでいる会社があったとして、消費税計算時に「どの課税売上高がどの事業区分に該当するか」を把握できなければ、一番不利なみなし仕入率(この例のだと、第 3 種の 70%)が適用されますね。

★【消費税簡易課税制度選択届出書】を提出した後、大規模設備投資

を行いました。本則課税で計算しても大丈夫ですか？

→簡易課税制度は一度選択すると 2 年間はやめることができません。
2 年経過した場合は本則課税への変更も可能ですが、その場合、
「変更する事業年度」の前年末日までに、【消費税簡易課税制度選択不適用届出書】を提出しなければなりません。

消費税の届出。ややこしいので整理してくれませんか？

質問日：2009/08/11
烏龍茶や緑茶を販売している会社です。設立 2 期目になり、消費税関係の届出を出さなければならないようなのですが書類が複雑で分かりません。どれを出せばいいのでしょうか？

消費税の届出を一覧化すると以下になります

回答日：2009/08/16

★消費税課税事業者届出書〔第 3 号様式〕

＜事由＞
基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えたことにより、
その課税期間から課税事業者となる場合

＜提出期限＞
事由が生じた場合速やかに

＜その他注意点＞
既に提出している事業者は、引き続いて課税事業者である限り、
再度提出の必要はナシ！

★消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書〔第 5 号様式〕

＜事由＞
基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下になったことにより、
その課税期間から免税事業者となる場合

＜提出期限＞
事由が生じた場合速やかに
＜その他注意点＞
消費税課税事業者選択届出書(第 1 号様式)を提出した
事業者は届出の必要ナシ！

★消費税新設法人に該当する旨の届出書〔第 10-(2)号様式〕

＜事由＞
消費税の新設法人
(基準期間のない法人で事業年度開始の日における資本金が 1,000 万円以上の法人)に該当する場合

＜提出期限＞
事由が生じた場合速やかに

＜その他注意点＞
新設法人に該当する場合でも、簡易課税制度の選択はできます！

★消費税課税事業者選択届出書〔第 1 号様式〕

＜事由＞
免税事業者が課税事業者になることを選択する場合

＜提出期限＞
原則：選択しようとする課税期間の初日の前日まで。
但し、新規開業の事業者等は、開業した課税期間の末日までに提出すればＯＫ！

＜その他注意点＞
届出後 2 年間は、継続適用しなければなりません！

★消費税課税事業者選択不適用届出書〔第 2 号様式〕

＜事由＞
課税事業者を選択していた事業者が、免税事業者に戻りたい場合等

＜提出期限＞
「選択をやめようとする課税期間」の初日の前日まで。

＜その他注意点＞
消費税課税事業者選択届出書【第 1 号様式】の届出をすれば、
課税事業者となった日から 2 年間は課税事業者をやめられないので要注意！

★消費税簡易課税制度選択届出書〔第 24 号様式〕

＜事由＞
簡易課税制度を選択する場合

＜提出期限＞
原則：適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで。
但し、新設法人・新規開業個人事業者は、最初の課税期間末日までに提出すればＯＫ！

＜その他注意点＞
●届出後 2 年間は、継続適用しなければなりません！
●消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されない限りその効力は存続！つまり、この届出を出した後、間に一度、基準売上高が 1,000 万円以下になって、課税期間がなかったとしても、その後の課税期間は簡易課税となります！
(勿論、課税売上 5,000 万円以下の場合だけですが)

★消費税簡易課税制度選択不適用届出書〔第 25 号様式〕

＜事由＞
簡易課税制度の選択をやめようとする場合

＜提出期限＞
「適用をやめようとする課税期間」の初日の前日まで

＜その他注意点＞
提出があった日の属する課税期間の末日の翌日以後は、
従前提出していた「簡易課税制度選択届出書」の効力が失われます。

元入金、事業主貸、事業主借って何なんでしょうか？

質問日：2009/08/01
ストラップを製造している青色申告の個人事業主です。初めて青色申告で記帳しますが、元入金や事業主貸や事業主借といった科目名が出てきて意味が分かりません。。

個人事業主特有の仕訳を理解しましょう！

回答日：2009/08/17

★元入金と事業主貸と事業主借

●個人事業の青色決算書の「元入金」とは、
法人でいう「資本金＋利益剰余金」＋「事業主貸-事業主借」のイメージ。

●事業用の通帳から生活費を引き出すような場合は「事業主貸」勘定が
登場します。

●事業用の通帳に資金を振り込むような場合は「事業主借」勘定が
登場します。

●毎年度末に事業主貸と事業主借を相殺し、差額を元入金に突っ込みます。
つまり、これで翌年期首時点では事業主と貸事業主借はゼロからスタート！

●逆に言うと、赤字が続いている人ような人は、「元入金」のマイナスが
膨らみ続けることになりますね。

★個人事業主に存在して法人にない勘定科目

３つあります。
この科目が生じる原因は、個人事業者の資金を「事業用資金」と「生活費・家計費」に分ける必要があるためですね。

◆元入金
個人が事業を始める際の開業資金にその後の運転資金が合算された科目。
元入金の金額は毎年変わります。

◆事業主借(または店主借)→事業のお金を借りる！
個人事業者が開業後、生活用資金から事業用資金を受け入れた場合に使用する科目。

●事業用預金口座に対する受取利息や受取配当金等も事業主借です。
(預金利息は源泉分離課税で入金額は課税後なので確定申告の必要なし！)

●年金や生命保険料等は、確定申告で控除されるので経費としては計上できません！

●家計と事業で同一の預金通帳を使っている場合、家計分も計上したほうがいいですね。家計分の預金入金あり！・・・預金●●円／事業主借●●円

・個人のお金を事業用の銀行口座へ振り込んだ　「普通預金／事業主借」
・個人のお金で交通費を支払った　「旅費交通費／事業主借」

◆事業主貸(または店主貸）→事業のお金を貸す！
個人事業者が事業用資金から生活用資金を受け入れた場合に使用する科目。
事業用資金から支払われた生活費のことです。
事業用に使用される預金口座から引き落としされる
所得税、健康保険料、国民年金保険料、生命保険料、住宅ローン等も事業主貸で処理！

・事業用の銀行口座から生活費を引き出した　「事業主貸／普通預金」
・事業の現金から健康保険料を支払った　「事業主貸／現金」

個人事業主の勘定科目はこちらやこちらに詳しいです。

妻が自営業開始！夫の扶養に入ったままでＯＫ？

質問日：2009/08/11
古本屋をＦＣ展開する会社に勤める者です。この度妻が、歌手として個人事業を始めることになりました。今後も妻が私の扶養家族に入り続けることはできるのでしょうか？

所得税と社会保険の扶養控除を分けて考えましょう

回答日：2009/08/18

★所得税の扶養控除

妻の事業の年間所得(収入―経費)の額により変わります。

●奥さんが給与所得者であれば 103 万円が配偶者控除を受けることができるかどうかの境界線になります。

●奥さんに事業収入がある場合も基準は 103 万円になります。
しかし、青色申告特別控除額 65 万円を控除する前の段階で、103 万円を超えるかどうかが基準になります。
もっというと、65 万円の青色申告特別控除を差し引いた額が 38 万円を超えるかどうかで判断するわけです。

●とはいえ・・・・
給与所得者の場合でも、必要経費として 65 万円を差し引くことができるので、結果的に所得 38 万円がベースになりますが・・・・

●38 万円を超えたとしても・・・・
配偶者特別控除が用意されています。38 万円を 1 円でも超えると、
控除額 38 万円がいきなり 0 円になるわけではないですね。
76 万円に向かって段々と減っていくようなイメージです。

★社会保険の扶養控除

社会保険の場合は基準金額は 130 万円になります。
この 130 万円は、青色申告特別控除 65 万円を差し引く前の話です。
(というよりこの 65 万円は税法上の話であって関係ないのです)

●青色申告控除前の所得(収入―経費)が 130 万円未満か以上か。
これが基準になります。

そう考えると、同じベースで見てみると
社会保険 130 万円に対して、所得税は 103 万円なんですね。
(両者を青色申告特別控除 65 万円を差し引く前の段階

＜注意！＞
130 万円の判断は、「将来にわたっての見込み」という考え方です。
安定的に 130 万円以上の所得が見込まれた時点で扶養から抜ける必要が出てきます。
パート収入を得るような場合であれば、労働時間と時給等が確定しているので、将来の収入見込み額は比較的容易に分かりますね。
でも、奥さんが事業者であれば、収入の時期・額ともに不定期かつ不確定でしょう。今年は 130 万円を超えたけど、来年は分からないし。。。というケースも多いはずです。都度、所得の状況に応じて扶養から抜けたり入ったりするのは手続が手間ですよね。このように所得が不安定な場合は、「安定的に 130 万円以上見込まれるようになった時点」で扶養から外れる手続きをとればよいと思われます。

消費税の簡易課税の届出が遅れた！どうしよう？

質問日：2009/08/11
バーベQ用品を販売している会社です。今期から外注費がすごく増えるので簡易課税をやめて原則課税にしたいのです。でもその届出を出すのを忘れました。何とかなりませんか？

簡易課税制度選択不適用届出が遅れたときの裏技！

回答日：2009/08/19

★簡易課税制度選択不適用届出はどういう内容？

消費税の各種届出に関する期限や内容についてはこのページに記載があります。

●簡易課税制度選択不適用届出(簡易課税制度の選択をやめる場合に提出)
「適用をやめようとする課税期間」の初日の前日までに提出しなければなりません。

★しかし実務上は届出が遅れることもある・・・・
その期が始まってから、急に外注が増えた等して、どう考えても原則課税にする方が有利だというような場合も、意外に多いものです。

でも、気づいたとき(つまり当期)に消費税の届出を出しても、
原則課税に戻ることができるのは来期からですね。

今期が始まったばかりとすると、丸々1年不利な簡易課税のまま進まなければなりません。

★こんなとき、秘策はあるのか・・・・

届出のルールを変えることはできません。
唯一の抵抗策として、、、
「今期：簡易課税のまま、来期：原則課税にできる」わけなので、今期の期間を減らすという策があります。

つまり、決算期を変更して、今期を圧倒的に短くするのです。
7 月決算の会社が 8 月に「簡易課税の不適用届を出す」ことを忘れていた場合、決算期を 9 月に変更してしまえば、来期は 10 月から始まるのです！

つまり簡易課税の期間は 2 ヶ月という小さな影響に抑えられるわけです！

＜注意！＞
事業年度は登記事項ではありません。定款を変更するだけで登記は不要！
つまりコストはかからないんですね！
株主総会の特別決議及び税務署等への届出の提出ぐらいでしょうか。
(当然ですが、そのときに原則課税への変更届も一緒に提出した方がいいです)

災害があれば消費税の簡易課税を変更できるの？

質問日：2009/08/13
蛸やイカの研究を行う会社です。今期台風の大災害に見舞われ事務所が損壊し多額のコストが発生しました。消費税は簡易課税だったのですが、原則課税にすればお金が戻ってくると聞きました。簡単にできるのでしょうか？

原則論はできません！しかし災害の場合は特例あり！

回答日：2009/08/20

★災害発生→多額の修繕費→消費税簡易課税は不利！

●当期、台風や地震等による災害が発生した場合
　↓
●多額の修繕費が発生します
　↓
●消費税計算上、仕入税額控除が大きく膨らみます
　↓
●消費税で簡易課税を採用していた場合、消費税でかなり損する可能性アリ！
　原則課税にしてたらいっぱい還付がありそうなのに・・・
　このままの簡易課税だと逆に消費税を支払わなければならない・・・
　(なぜなら簡易課税は、売上に数字を乗じて仕入額を概算で算出するため)
　↓
●でも、簡易課税→原則課税への変更は前期末までの届出をださなければならない。
　↓
●当期に災害が発生することなんて予見できない！！！
　↓
●そんなときのために、国税庁が用意してくれています。
　「災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請」です！

★災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認

●災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けたい場合、又は、簡易課税制度の適用事業者が適用を受ける必要がなくなった場合の手続。

●提出期限
災害その他やむを得ない理由のやんだ日から２ヶ月以内。
(但し、災害等がやんだ日が当期決算末日以降ならば申告期限までに提出すればＯＫ)

●来期からどうなる？
来期以降簡易課税に戻したい場合、当期中に再度「簡易課税選択届出書」を提出すべき！

税金･社会保険料を延滞したら罰則は大きい？

質問日:2009/07/29
インスタントラーメンを製造する小さいメーカーです。処理を誤り源泉所得税と社会保険料の支払いが遅れました。罰則はかなり大きいのでしょうか？

種類によりますが延滞はしないに越したことはありません

回答日:2009/08/21

★各種税金と社会保険料を延滞すると・・・

●源泉所得税の延滞
源泉所得税の延滞のペナルティはかなり厳しいです。
原則は、たった 1 日の延滞でも納付額の 10%、(自主納付は 5%)の不納付加算税が課され、更に、年 14.6%（最初の 2 ヶ月は 4.5%)の延滞税が課されます。

●住民税の延滞
住民税には不納付加算金はありません。
しかし、延滞金は年 14.6%(最初の 1 ヶ月は 4.5%)です。

●労働保険、社会保険料の延滞
労災保険・雇用保険の労働保険料、厚生年金保険料、健康保険料の納付は、延滞があればそのまま自動的にペナルティになるわけではありません。
滞納の督促をした場合に限り、保険料額×年 14.6%の延滞金が徴収されます。
(納期限の翌日～完納又は財産差押えの日の前日までの日数分)

●労災保険について！
事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合
①未納部分の保険料を遡って(2 年分＋10%追徴金)支払う
②「保険から労働者等が給付を受けた金額」の 100%又は 40%を事業者が負担
の二つを行わなければなりません。

★これらの延滞と法人税の損金算入の関係

●損金不算入
税法で限定列挙している延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税、過怠税、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞金(社会保険料を除く)、罰金、科料、過料、課徴金のみです。

●上記には労働保険、社会保険の保険料に係る延滞金、追徴金等は含まれていません。つまり、損金算入できるんですね！

派遣社員を雇うのってメリットあるの？

質問日:2009/08/19
昆虫の研究をする会社です。テレビや新聞では派遣社員の話が多いですが、直接雇用よりも払うお金は多くなるはずなのですが、どうして派遣社員を雇いたくなるのでしょう？

税務的観点からは消費税のメリットが大きいですね

回答日:2009/08/22

★派遣社員を雇うとお得！？

派遣社員を雇入れた場合、実際の派遣社員の給料＋派遣会社への手数料
を払うわけです。直接雇う場合より高額になるのです。それでも派遣社員を雇うメリットはあるのです！

★派遣社員を雇うと消費税がお得！！

従業員を直接雇う場合、彼らに払う支出は「従業員の給料」となります。
これは課税仕入として取り扱われません。逆に、派遣会社に支払う「手数料」は課税仕入となります。つまり、これらの支出に対する消費税額の分だけ、派遣スタッフを雇う方がお得なのですね。

★派遣社員を雇うと社会保険を気にしなくていい！！

従業員を直接雇う場合、原則として社会保険に加入しなければなりませんね。しかし、派遣社員の場合、それは派遣会社の仕事になります。ちなみに、派遣会社で派遣スタッフは社会保険に入るわけです。なぜなら、社会保険の適用事業所(法人であれば強制適用)に使用される人は、原則として、すべての人が加入しなければなりませんから。派遣スタッフの場合には、以下の条件を満たしていれば、社会保険に加入できます。
●「2ヶ月」を超える雇用契約(労働条件通知書などで確認)
●1日又は1週間の労働時間、1ヶ月の労働日数が共に、
　通常社員のおおむね「4分の3以上」

政治家のパーティ券購入は交際費？寄付金？

質問日：2009/08/14
付箋や輪ゴムを製造している中小メーカーです。この度の衆議院解散にあたって、ある政治家のパーティ券を購入しました。これは会社の交際費？それとも寄付金？

ケースにもよりますが基本は寄付金処理になります！

回答日：2009/08/23

★政治家のパーティ券を会社で購入するケース

●昨今、政治家の講演会やパーティーが盛んになっています。
こういうチケットは、企業がまとめ買いするケースが多く、1 枚 2 万円程度でしょうか。
●政治家団体の収支報告書では、20 万円以下ならば公表する必要がないので、匿名性の点から「政治家や政治団体に資金提供しやすい」ため、企業購入が多いのです。

★政治家のパーティ券購入は通常寄付金になります。

●政治家のパーティ券は「交際費」なのか「寄付金なのか」
交際費であれば年間支出額が年間 600 万円以下の場合は 90%が損金算入可能です。寄付金であれば一定の算式で計算された損金算入限度額の範囲で損金算入可能です。

●通常は寄付金として処理します。
パーティー券購入については、パーティへの出欠の有無に関わらず、一般的には「寄付金」で処理します。企業の利益と政治家の活動は本来別のものであり、政治家の資金集めが目的と捉えられるからですね。

●交際費になる場合もある！

事業への関連性が薄いから寄付金処理となるのですが、そのパーティーが企業利益に直接つながる場合、もっと言うと会社経営に資するような場合等、会社と政治家の間に特別な関係が認められると「交際費」と税務署に指摘される可能性もあります。目的・実態をまずは確認しましょう。

●会社がパーティー券を購入して得意先に配った場合

この場合は交際費等に該当します。

パーティー券を使用していない場合、使用していないことを証明するために、そのパーティー券を保管しておくこと必要がありますね。

5,000 円以下の飲食代は全て交際費から除外できる？

質問日：2009/08/14
ハンバーガーやサンドイッチを販売してる中小企業です。取引先との飲食が多いのですが、5,000 円以下の飲食代はどんなケースでも全て交際費から除外していいのですか？

5,000 円基準にも色んな制限やルールがあります！

回答日：2009/08/24

★「これって 5,000 円以下？」の悩ましい飲食代

法人税では、5,000 円以下の飲食費を交際費から除くことが認められています。5,000 円以下は会議費で処理している会社が多いのですが、飲食のスタイルによっては結構悩ましい事例が出てきます。

★【事例】この飲食代は交際費？会議費？①

●取引先を招待し 50 名で飲食しました。飲食費 480,000 円でした。
50 名×5,000 円＝150,000 円分は会議費として交際費から控除できる？

●結論：交際費から除外できません！
「その飲食等のために要する費用総額÷参加人数＝5,000 円以下」が基本です。
上記ケースを当てはめると、「480,000÷50 名＝9,600 円」となり、5,000 円以下の基準には当てはまりません！

★【事例】この飲食代は交際費？会議費？②

●当社と子会社が共同で取引先と飲食しました(参加人数 50 名)。
総額は 40 万円で子会社と折半するため当社負担額は 20 万円です。
当社負担額 20 万円÷50 名＝4,000 円となりますので交際費から控除できる？
●結論：交際費から除外できません！
「その飲食等のために要する費用総額÷参加人数＝5,000 円以下」が基本です。
当社負担額ではなく、飲食費総額を基準にしなければなりません！
つまり、40 万円÷50 名＝8,000 円を基準に考えなければならないんです！

売掛金と買掛金の相殺！領収書に印紙必要？

質問日:2009/07/29
蚊取り線香の原材料を作っている中小メーカーです。取引先との関係で一社につき売掛も買掛も発生する場合がほとんどです。この場合相殺したら印紙はどうなるのでしょうか？

基本的には不要ですが差額が出たら必要です！

回答日:2009/08/25

★売掛金と買掛金の相殺

取引先に対して売掛金も買掛金も発生する場合って意外に多いですね。
お金をもらって、お金を払ってという作業はお互い手間なので相殺処理が有効になりますが、この際の証憑としてよく「相殺領収書」の発行を求められたりします。領収書の発行となれば、収入印紙貼付の有無が問題になってきます。

★相殺処理だけならば印紙は不要です！

領収書としての表示はありますが、現実には金銭又は有価証券の受領事実はありません。印紙税法上の受取書には該当しません。
　＜注意！＞
　金銭又は有価証券の受取書とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が、受領事実を証明するために作成して交付する証拠証書。

★しかし債権債務が同額でなければお金のやりとりは発生しますよね・・・

実務上多いのが、一部は相殺で残りは金銭等の受領による文書(一部相殺の領収証)。差額が発生するのはよくあるケースですが、その差額を現金や小切手等で受け取る場合受取差額分の収入印紙を貼る必要はあります。

得意先からいつも振込手数料が引かれる‥

質問日:2009/08/19
ソファ等を販売している中小企業です。得意先からはいつも振込手数料が控除されて入金されます。この場合の処理はどうすればベストですか？

振込手数料については有利な処理がありますよ！

回答日:2009/08/26

★売掛金から振込手数料が差し引かれて入金される場合

考えうる処理は２つでしょう。
　①振込手数料は売上値引
　②振込手数料は経費(支払手数料等の管理費勘定を使用)

①の場合→最終の売上高＝当初売上高－振込手数料
②の場合→最終の売上高＝当初売上高

つまり、、、、
①：売上高を減らす会計処理
②売上を減らさずに経費を増やす会計処理

★消費税の観点からは有利不利が発生！

消費税の課税事業者で簡易課税を選択している場合、①が有利です。

なぜなら、、、、
簡易課税＝売上高－(売上高×みなし仕入率)で支払消費税を計算します。
つまり、売上高が小さい方が払う消費税は少なくなるのです！
この点を考えると、①の処理のほうがメリットがありますね。

住宅として契約した部屋を事務所家賃に計上できる？

質問日:2009/08/19
高級亀を通信販売する会社設立を検討しています。今の住居を事務所として使いたいのですが、大家さんに賃貸契約書の書換をお願いしても応じてくれません。無理ですか？

住宅として借りて事務所で使う事例は多いですね！

回答日:2009/08/27

★住宅家賃か事務所家賃かで消費税は大きく変わる

事務所として使用する家賃は消費税に関して仕入税額控除可能ですね。
逆に住宅として使用する場合の家賃は、消費税は非課税になります。

例えばマンションの一室を事務所として利用する場合があります。
「とりあえず住居目的で契約を交わし、実際は事務所として使用する」ケースはかなり多いと思われます。

★借りる場合はどうしても事務所経費にすべき！

住宅家賃となると消費税の非課税取引となってしまうので、マズイですね。
(住宅家賃は消費税の課税仕入として控除できないんですから)

●ではどうやって「住宅」か「事務所」かを見分けるのでしょうか
①住宅使用目的で契約し、賃借人が承諾なしに事務所使用した場合、
住宅家賃として扱われることが多いです。
②事務所使用を当事者間で了解している場合であれば、契約書が住宅用となっていたとしても事務所家賃と認められることが多いです。
③ベストはもちろん、契約書でも「事務所目的」となっていること！
④大家側にしてみると、住宅家賃としたいのが本音です。
(大家側の所得になっても消費税は関係ないのですから！)
だからよく変な覚書を書くのでしょうか。。

消費税の簡易課税。私の会社の事業区分は？

質問日：2009/08/19
ぬいぐるみ製造・ライター製造等の複数事業を行ってる中小企業。消費税の簡易課税を適用しているのですが、事業区分が複雑でよく分かりません。どうやって分類するのですか？

簡易課税適用の複数事業会社は国税庁の指針を見ましょう

回答日：2009/08/28

★消費税の簡易課税。複数事業を営んでいる場合は要注意！

簡易課税を適用する法人が、複数の事業を営んでいる場合、
各々の事業区分毎に簡易課税のみなし仕入率を明確に分類しましょう。
簡易課税の事業区分の判断はかなり重要です。

高い仕入率の事業なのに、間違って低い仕入率で計算すると損ですし、
逆になると、税務調査で指摘されます。
事業区分を正しく分類するのはメンドクサイですが本当に重要です！

＜注意点＞
●1つの事業の割合が75%以上を占める場合、全事業でその事業の仕入率を適用できます。仕入率が最も高い事業で75%以上占めるならば、これを適用しましょう！

●事業区分の分類は、帳簿等でそれを明確にしておきましょう。
そして、請求書やレシート等に事業の種類を記載し、各々の課税売上を集計しましょう。
明確でなければ、税務調査で指摘され、全事業が最低のみなし仕入率として計算されてしまいます。

〔事業区分のフローチャート〕

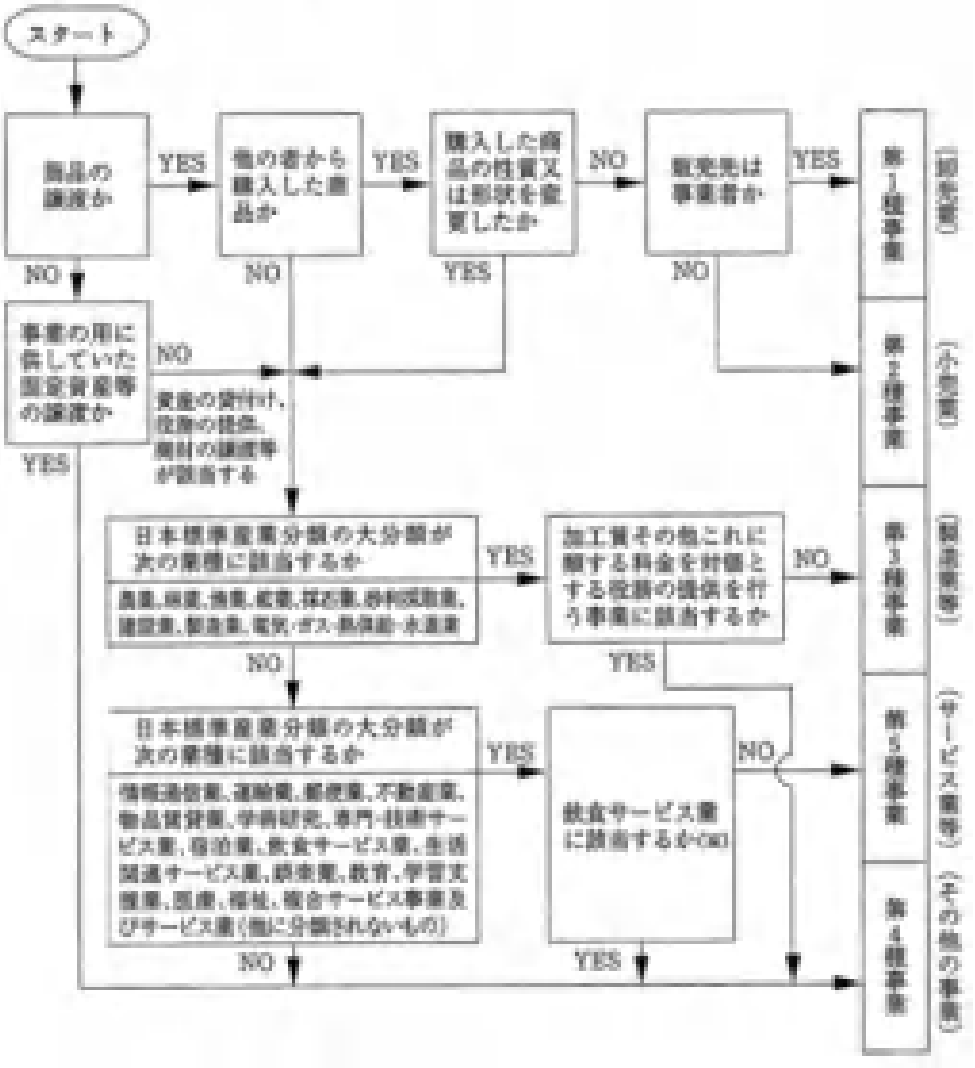

【参照】[国税庁ホームページ]

私には内縁の妻がいます。扶養控除できますか？

質問日：2009/08/18
コンセントの部品を作る会社に勤めている者です。訳あって私には内縁の妻がいます。所得税の扶養家族として考えてもよいのでしょうか？　悩んでいます。。

内縁の妻は民法上は親族ではありません！

回答日：2009/08/29

★所得税の扶養控除の基本

納税者に扶養親族がいれば、一定の所得控除が受けられます。
これが扶養控除といわれるものです。

●扶養親族の要件(その年の 12 月 31 日で判断！以下の全てに当てはまること！)

①配偶者以外の親族(6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族)。
②納税者と生計を一にしていること。
③年間の合計所得金額が 38 万円以下。
④原則として、青色申告者の事業専従者として一度も給与の支払を受けていないこと
⑤白色申告者の事業専従者でないこと。

★生計を一にするとは？
必ずしも同居を要件とするものではありません！
仕事等の都合で別居していてもたまに実家に戻るような場合や、常に生活費、学費等を送金している場合は生計を一にするものとして扱われます。
尚、親族が同居している場合、明らかに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き生計を一にするとして扱われますね。

★内縁の妻は配偶者控除の対象？？

民法の規定による配偶者と規定されているため、配偶者控除の対象にはなりません。内縁の妻の子供も、ダメですね！(養子縁組でもしない限り！)

★田舎の母親を私の扶養控除にできる？？

別居している人を扶養控除の対象にするには、
生活費等の送金が行われ生計を一にしていることが必要です！
証明書類を要求されるのは稀ですが、送金事実を示す証憑は保管しましょう。

★私と兄と姉の 3 人で田舎の母親に仕送りしています

この場合は誰の扶養家族になるのでしょうか？
結論からいうと、兄弟の誰か 1 人のみが母親を扶養控除の対象にできます。
金額の大小等は問いません！

海外旅行に行けばお金もらえるって本当？

質問日：2009/08/29
日本酒や化粧水を製造する会社に勤めるＯＬです。海外旅行に行って買い物をすればお金が戻ってくると聞いたのですが本当でしょうか？

VAT。日本の消費税的な税金の還付を受けられます！

回答日：2009/08/30

★海外旅行の魅力：ＶＡＴによる税金還付！

◆ＶＡＴとは「付加価値税」と言われます。分かりやすく言えば日本の消費税のような税金ですね。

◆課税率は国によって異なります。以下のような感じです。
- ●イタリア：14.5%
- ●フランス：14%
- ●イギリス：14.3%
- ●スペイン：13%
- ●ドイツ：13%
- ●オーストリア：15%
- ●韓国：15%
- ●シンガポール：3%

◆ＶＡＴは現地消費税のイメージ。つまり海外旅行者が支払う必要はありません！だから、海外の購入商品を国外に持ち出すと税金の払い戻しが受けられるんですね。

★ＶＡＴにはどんな手続が必要か？

＜ＶＡＴの基本＞

旅行者が国毎に定められた金額以上の買い物をして免税書類を作成した場合です。海外で買い物をすると、料金にＶＡＴが含まれている場合があり、これの還付があるんです。世界 27 ヶ国で払い戻し制度があります。

＜ＶＡＴの手続＞

●ＶＡＴの免税手続は、90 日以内が原則。
●出国時免税書に税関スタンプをもらわなければならない(海外税関で！)。
●買い物は、基本的に「TAX FREE SHOPPING」の店で行わなければなりません！
●店では支払時にパスポートを提示し、免税手続の旨を伝えましょう！
●そしてしっかり免税書類をゲットしなければなりません！

＜換金場所は・・・・＞

●海外の現地空港のキャッシュ・リファウンド・カウンターで換金できます！
●成田や関西等の各キャッシュ・リファウンド・カウンターで日本円に換金できます！
●現地で受取方法を選択の上、専用の封筒に入れてポストに投函。
帰国後、約 2 ケ月でクレジット口座に入金されます(小切手の自宅郵送もできます！)

青色事業専従者給与が未払！経費にできる？

質問日：2009/08/18
扇風機の部品製造を個人事業で行っています。妻には青色事業専従者として給与を払ってますが不景気で数ヶ月支払いが滞っています。大丈夫でしょうか？

青色事業専従者への給与が未払いはマズイです！

回答日：2009/08/31

★青色事業専従者給与が未払い場合

●原則として、未払の青色事業専従者給与は必要経費に算入できません。
実際に給与の支給を受けている場合に限り経費算入ＯＫです。

資金繰りの都合でやむを得ず一時的に未払になった等の相当の理由があってかつ、
短期間に解消されるような場合でなければ、経費算入はできません。

★青色事業専従者への退職金は経費にできる？

●経費に算入することはできません。

青色事業専従者給与として認められる「給与」は、
給与所得に係る給料、賞与、手当等であって、
退職所得の収入金額となるべき退職金はこれに該当しません！！

★青色事業専従者が他で働いててもＯＫ？

●事業に専ら従事していると認められる程度であれば大丈夫です。
事業専従者の基本的要件の「その事業に専ら従事していること」に当てはまるかどうかですね。他で働いてても「日中はその事業に従事してて夜にちょっと他で働いている」とか
「週１日だけ他で働いている」等、勤務時間が短かければ、その事業に専ら従事するといえるものと解されます。

★青色事業専従者の通勤手当てはどうなる？

●経済的かつ合理的な通勤手当であれば、認められます。
ちなみに、この通勤手当も労務対価になるので、
通勤手当を含めた「青色事業専従者給与に関する届出」を提出しなければダメ！

★青色事業専従者が病気で働けなかった期間はどうなる？

●事業に従事していない期間の青色事業専従者給与は経費には算入できません。

青色事業専従者給与が経費と認められるには
「給与が期間、性質、程度、種類、規模、規模類似の同業の支給状況等に照らして相当」と認められる必要があります。

★青色事業専従者給与を年度の途中で変更できる？

●労務の対価として適性で、かつ、事業主税負担の恣意的な軽減目的でなければＯＫ。この場合「青色事業専従者給与に関する変更届出書」を変更後給与の最初の支給日までに提出しなければなりません！

★青色事業専従者給与が事業主の所得より多い場合

●勤務状況等からみて金額が適正で、かつ、給与＞事業所得となることに相当の理由がある場合には問題はありません！業績不振の場合、非経常的損失の発生の場合、事業主が仕事に就けないような場合等、
相当な事情がある場合は経費算入が認められることが多いですね。